

京都市教育委員会告示第10号

次に掲げる京都市登録有形文化財は、文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定を受けたことから、京都市文化財保護条例施行規則第15条第1項第2号の規定により令和7年11月17日付けで京都市登録有形文化財の登録が取り消されたため、同条第4項の規定において準用する同規則第13条第6項の規定により告示します。

令和8年3月31日

京都市教育委員会

京都市登録有形文化財

建造物

区分	名称	数	登録告示
建造物	大丸ヴィラ	1棟	昭和59年6月1日京都市教育委員会告示第3号

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)